

中国判例紹介：

「不使用取消審判」における商標の使用

最高人民法院（2010）知行字第55号

登録商標が事業活動において公開的に真正に使用され且つ登録商標の使用行為自体が商標法規を反するものでなければ、商標権者は法律に規定する使用義務をすでに果たしているとされた事案

<事案の概要>

訴外Aは1998年9月7日に商標「カスター」について第33類「葡萄酒」等を指定商品とする商標登録出願を国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という。）にし、2000年3月7日付けで登録された（以下「本件商標登録」という。）。本件商標登録に係る権利は、2002年4月25日にYに譲渡された。

Xは、2005年7月に本件登録商標が継続して3年使用されていないことを理由に商標局に本件商標登録の取消の請求をし、取消決定がされた。

Yは、同取消決定に不服として国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という。）に復審を請求し、証拠書類としてYとBとの商標使用許可契約¹並びに2002年12月9日付け及び2004年2月9日付けのB発行の商品「カスター乾紅葡萄酒」の販売に係る増値税専用伝票2枚を提出した。商標評審委員会は、商標局の取消決定を取り消し、本件商標登録を維持する決定を下した²。

Xは、商標評審委員会の決定を不服として北京市第一中級人民法院に訴えを提起したが、請求が棄却されたため、北京市高級人民法院に上訴した。上訴審においてもXの請求が棄却されたため、Xは最高人民法院に再審の請求をした。

<判旨>

Xの再審請求を棄却する。

（1）「登録商標が長期に亘って使用されていない場合は、商標としての機能及び作用を果たしていないだけでなく、他人の登録、使用を妨げることとなり、商標制度の良好な運用に影響を及ぼしてしまう。商標法第44条第4号は登録商標が継続して3年間使用されていない場合は、商標局は期限を定めてその是正を命令し又はその商標登録を取り消すと定めている。注意すべきは、同規定の立法目的は商標資源の活用、遊休商標の整理にあり、

¹ YがBの中国国内における本件登録商標の第33類商品「葡萄酒」への使用を許可する内容の2002年6月1日付けの契約で、契約期間は2002年6月1日から2008年12月31日である。

² Xは復審においてYが提出した商標使用許可契約及び増値税専用伝票の信憑性について異議を申し出たが、公正証書が提出されていること、反証がないことを理由に異議は認められなかった。また、Xは、かかる使用は商品名称としての使用であり、商標的使用ではないと主張したが、認められなかった。

取消は手段であって目的ではない。登録商標が事業活動において公開的に、真正に使用され、且つ登録商標の使用行為自体が商標法規を反するものでなければ、商標権者は法律に規定する使用義務をすでに果たしており、登録商標が同規定に反すると認定することは妥当ではない。」

(2)「本案において、Yは、YがBに本件登録商標の使用を許可する契約及びBのカステ乾紅葡萄酒の販売に係る増値税専用伝票を評審審理の過程で提出し、再審の請求期間中に30枚余りの販売伝票及びカステ乾紅葡萄酒の輸入に関する書類を補充提出している。上記証拠を総合すると、Bが事業活動において本件登録商標を公開的に、真正に使用し、本件登録商標が商標法第44条第4号に規定する継続して3年間使用されていないことによって商標局により期限を定めてその是正を命令し又はその商標登録を取り消す場合に該当しないことが証明できる。」

(3)「Bによる本件登録商標の使用に係るその他の経営活動が輸入、販売等に関する法律の規定に反するか否かは、商標法第44条第4号によって規範し調整すべき問題ではない。Bが「中華人民共和国輸出入商品検査法」等の法律規定を違反しているので、本件商標登録が商標法第44条第4号の規定に該当し、取り消されるべきであるというXの主張は、法的根拠を有しない。」

<解説>

1. 中国の不使用取消審判制度の概要

中国の商標法及び商標法実施条例によれば、登録商標が継続して3年間使用されていない場合は、何人も商標局にその取消しを請求することができる³⁴（なお、2013年に改正された商標法においても同様に規定されている⁵）。商標登録の取消しの請求があった場合は、商標局は、商標権者にその旨を通知し、商標権者に取消請求の提出前に当該登録商標が使用された証拠資料（使用されていないことにつき正当理由がある場合はその説明）を当該通

³ [2001年改正法] 商標法第44条：「登録商標の使用が、次に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、商標局は期限を定めてその是正を命令し又はその登録商標を取り消す。

(一)～(三) (省略)

(四) 継続して3年間使用されていない」

⁴ [2002年制定] 商標法実施条例第39条第2項：「商標法第44条第4号に規定の行為に該当する場合は、何人も商標局に当該商標登録の取消しを請求し関連事情を説明することができる。商標局は、商標権者に通知し、取消請求の提出前に当該商標が使用された証拠資料又は不使用の正当理由の説明を通知の受領の日から2月の期限内提出するよう商標権者に求めなければならない。期限内に証拠資料を提出せず又は証拠資料が無効であり且つ正当理由がない場合は、その商標登録は商標局によって取り消される。

⁵ [2013年改正法] 商標法第49条2項：「登録商標がその使用が指定された商品の通用名称になった場合又は正当な理由なく継続して3年使用されていない場合は、いかなる組織又は個人とも商標局に当該商標登録の取消しを請求することができる。商標局は請求を受領した日から9月以内に決定をしなければならない。延長を要する特別事情がある場合は、国务院工商行政管理部门の許可を経て3月延長することができる。」

知の受領の日から2月以内に提出することを求める。商標権者がこの求めに応じない場合又は証拠資料が無効である場合は、その商標登録は商標局によって取り消されることになる。

また、商標権者が他人に登録商標の使用を許諾した場合は、その証拠資料の提出でもよい⁶。

2. 不使用取消制度における「使用行為」

いかなる行為が商標法第44条第4号における使用行為に該当するかを論ずる前提として、最高法院は、まず、長期不使用の登録商標の弊害は「商標としての機能及び作用を果たしていないだけでなく、他人の登録、使用を妨げることとなり、商標制度の良好な運用に影響を及ぼしてしまう」ことにあり、不使用取消制度の目的は、「商標資源の活用、遊休商標の整理にあり、取消は手段であって目的ではない」と説示している。

そうすると、「登録商標が事業活動において公開的に、真正に使用され、且つ登録商標の使用行為自体が商標法規を反するものでなければ、商標権者は法律に規定する使用義務をすでに果たしており、登録商標が同規定に反すると認定することは妥当ではない。」

従って、「本件登録商標の使用に係るその他の経営活動が輸入、販売等に関する法律の規定に反するか否かは、商標法第44条第4号によって規範し調整すべき問題ではない。」と判示している。

3. 証拠資料の数

上訴審までにYから提出された証拠資料は、復審において提出された商標使用許可契約及び当該使用権者の販売に係る増値税専用伝票2枚のみである。

再審請求において、Xは、これだけでは販売事実、使用意図の真正性が証明されないと主張し、Yは、使用したことが証明できれば足りるとする一方、30枚余りの販売伝票及びカスター乾紅葡萄酒の輸入に関する書類を補充提出している。

最高法院は、「上記証拠を総合すると、Bが事業活動において本件登録商標を公開的に、真正に使用し、本件登録商標が商標法第44条第4号に規定する継続して3年不使用によって商標局により期限を定めてその是正を命令し又はその商標登録を取り消すべき場合に該当しないことが証明できる。」と判示している。

⁶ [2002年制定] 商標法実施条例第39条第3項：「前項にいう証拠資料には、商標権者が登録商標を使用した証拠資料及び商標権者が他人に登録商標の使用を許可した証拠資料を含む。」